

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年7月30日

特定再生資源屋外保管業者の許可の取消しについて

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、高橋金属有限会社の特定再生資源屋外保管業の許可を取り消しました。本条例に基づく許可取消は、今回が初めてとなります。

1 処分対象者

名 称：高橋金属有限会社
代 表 者：代表取締役 高橋 清三
所 在 地：埼玉県川口市領家一丁目22番6号
許 可 内 容：特定再生資源屋外保管業
許 可 番 号：営1-1（条例附則第2条第3項に基づき条例第8条第1項の許可を受けたものとみなされる許可）

2 処分内容

条例第21条第1項第2号の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可取消処分

3 処分年月日

令和7年7月30日

4 処分理由

高橋金属有限会社の役員は、騒音規制法違反により令和4年12月7日に罰金刑が確定した。

このことは、条例第21条第1項第2号に該当する。

※ 特定再生資源屋外保管業の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「役員が生活環境の保全を目的とする法令の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。